

# 吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2024 年 11 月 1 日

古河電気工業株式会社

## 吸収分割に係る事前開示書面

2024年11月1日

東京都千代田区大手町二丁目6番4号

古河電気工業株式会社

代表取締役社長 森平 英也



古河電気工業株式会社（以下、「当社」という。）は、当社が新たに設立した完全子会社である GFC Japan 株式会社（以下「承継会社」という。）との間で、2025年4月1日を効力発生日として、当社が行っている光ファイバ・ケーブル事業を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）を実施いたします。

本件分割に関する会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条に定める事前開示事項は次のとおりです。

### 1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

別添1のとおりです。

### 2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

承継会社は、本件分割に際し、普通株式1株を新たに発行し、その全てを当社に対して割当て交付いたします。

当社に対して交付される株式の数につきましては、承継会社が当社の完全子会社であり、また、本件分割に際して承継会社が発行する株式の全てが当社に交付されることから、本件分割の前後で当社の純資産の額に変動はなく、これを任意に定めることができるものと認められるため、当社および承継会社が協議の上決定したものであり、相当であると判断しております。

また、本件分割により増加する承継会社の資本金および準備金の額は、次のとおりとします。

(1)資本金の増加額	0円
(2)資本準備金の増加額	0円
(3)利益準備金の増加額	0円

上記金額は、本件分割後の承継会社における機動的な資本政策等を考慮し、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しています。

3. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表）の内容

確定した最終事業年度はありません。承継会社の成立の日(2024年10月2日)時点の貸借対照表は、次のとおりです。

I 資産の部

流動資産 未収入金 100 万円

II 純資産の部

資本金 100 万円

- (2) 吸収分割承継会社成立の日後の日を臨時決算日とする臨時決算報告書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 吸収分割承継会社の設立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

- (1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

- ① 当社は、2024年6月10日、持分法適用関連会社である株式会社 UACJ について、当社の保有する同社株式の一部 2,600 千株を売却しました。本売却の実行に伴い、当社の議決権所有割合は、25.20%から 19.75%となり、株式会社 UACJ は持分法適用関連会社から外れる見込みです。
- ② 当社は、2024年7月11日開催の取締役会において、古河電工産業電線株式会社と吸収分割契約を締結し、当社のメタル製造部及び電子線部に関する事業を 2025

年 10 月 1 日を効力発生日とし承継させることを決議しました。

- ③ 当社は、2024 年 7 月 23 日、株式会社アドバンテッジパートナーズが投資関連サービスを提供するファンド（以下「AP ファンド」という。）、東京センチュリー株式会社（以下「TC」という。）の完全子会社である TC インベストメント・パートナーズ株式会社（以下「TCIP」という。）が議決権株式の全てを有するサステナブル・バッテリー・ホールディングス株式会社（以下「SBH」という。）の完全子会社である AP78（以下「公開買付者」という。）との間で、(i) 公開買付者による当社の連結子会社である古河電池株式会社（以下「古河電池」という。）の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」という。）に当社が応募しないこと、(ii) 本公開買付けの成立後に古河電池の株主を当社及び公開買付者のみとするための株式併合（以下「本株式併合」という。）を実施すること、(iii) 本株式併合の効力発生を条件として、古河電池が実施する自己株式取得によって当社が所有する古河電池株式の全て（18,781,200 株。株式所有割合 57.30%。）を譲渡すること等に関する契約（以下「本不応募契約」という。）、並びに AP ファンド、TC 及び TCIP との間で、当社による SBH の普通株式（株式所有割合約 20%）の取得、その後の SBH 及び古河電池の運営等について定めた株主間契約を締結することを決定し、同日付で本不応募契約を締結しました。本不応募契約等により予定される一連の取引により、古河電池は当社の連結子会社から外れる予定です。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の 2024 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 632,447 百万円、負債の額は 433,235 百万円、純資産の額は 199,212 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

また、本件分割の効力発生日までに当社の資産および負債の状態に重大な変動が生じる事態は現在のところ予測されておらず、本件分割の効力発生日において当社の資産の額は負債の額を上回る見込みです。

以上の点、ならびに、当社の収益状況およびキャッシュフロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本件分割の効力発生日以後も債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 承継会社における当社から承継された債務（当社が本件分割により承継会社に承継させる債務に限る。）の履行の見込みについて

本件分割の効力発生日までに承継会社の資産および負債の状態に重大な変動が生じる事態は現在のところ予測されておらず、本件分割の効力発生日において承継会社の資産の額は負債の額を上回る見込みです。また、本件分割により承継会社が当社から承継する資産の額は承継する負債の額を上回る見込みです。

これらの点等に鑑みて、承継会社の負担する債務については、本件分割の効力発生日以後も債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

(別添 1)

[吸収分割契約書 (押印版 PDF) ]



## 分割契約書

古河電気工業株式会社（以下「甲」という。）と GFC Japan 株式会社（以下「乙」という。）とは、吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条 （目的及び分割の方法）

甲は、その営む事業のうち、光ファイバ、光ファイバ・ケーブル及びそれら関連付属品（以下「本件事業」という。）及びそれらに関する工事並びにその他の建設工事の設計、施工、請負の権利義務の全部を、分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する。

2 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

甲 吸収分割会社

商号 古河電気工業株式会社

住所 東京都千代田区大手町二丁目6番4号

乙 吸収分割承継会社

商号 GFC Japan 株式会社

住所 東京都千代田区大手町二丁目6番4号

### 第2条 （本件分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、普通株式1株を新たに発行し、その全てを甲に交付する。

### 第3条 （増加すべき乙の資本金及び準備金の額）

乙が本件分割により増加する資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額 0円

(2) 資本準備金の額 0円

(3) その他資本剰余金 会社計算規則第37条第1項3号に基づき算出される株主資本等変動額から、前二号に定める増加する資本金及び資本準備金の額を控除した額

(4) 利益準備金の額 0円

### 第4条 （本件分割により承継する権利義務）

甲は、本件分割により、別紙「承継権利義務明細表」に記載する資産、負債及び権利義務を、効力発生日において乙に承継させる。

2 本件分割による甲から乙に対する債務の承継は、全て重疊的債務引受けの方法による。

### 第5条 （簡易分割手続）

甲は、会社法第784条第2項の規定により、株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。

### 第6条 （分割承認総会）

乙は、2025年3月31日までに臨時株主総会を開催し、本契約承認決議その他本分割に必要な事項についての決議を求めるものとする。但し、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議のうえ、これを変更することができる。

### 第7条 （効力発生日）

本件分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は2025年4月1日とする。

但し、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議のうえ、これを変更することができる。

第8条 (従業員への待遇)

乙は、法令で別段の定めがある場合を除き、本件分割により、本件事業に従事する甲の従業員の雇用契約を承継しない。

第9条 (競業禁止義務)

甲は、乙が承継する事業について、競業禁止義務を負わない。

第10条 (善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意を持って業務の遂行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行うときは、あらかじめ甲及び乙が協議のうえ、これを行うものとする。

第11条 (分割条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結の日から本契約第7条に定める効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、本件分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議のうえ定める。



本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2024 年 10 月 17 日

甲： 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号  
古河電気工業株式会社  
代表取締役 森平 英也



乙： 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号  
GFC Japan 株式会社  
代表取締役 小野原 通之



## 別紙

### 承継権利義務明細表

本件分割により、乙が、甲から承継する権利義務は、効力発生日において本件事業に属する次に記載する権利義務とする。尚、本件事業とは、甲の光ファイバ・ケーブル事業とする。

また、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2024年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在を計算の基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除したうえで確定する。

#### 1. 承継する資産及び負債

効力発生日における本件事業に関する一切の資産、負債及びこれらに付随する権利義務。但し、次に記載するものは除く。

- ① 土地及び土地に付随する権利義務
- ② 他の事業又は他の部門と共同で使用する建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具器具備品、ソフトウェア、その他の資産であって、本件事業に従事する者が主な使用者でないもの。
- ③ 本件事業に係る買掛金
- ④ 本件事業に係る売掛金
- ⑤ その他甲及び乙が同意する資産及び負債

#### 2. 承継する知的財産

本件事業に係る甲の製造技術、ノウハウ、研究開発の成果、顧客情報等営業上の秘密。その他乙が必要と認め、甲が同意する情報及び知的財産。

#### 3. 承継する契約関係

売買契約、製造委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約、業務委託契約、共同開発契約、知的財産関連契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

ただし、次に挙げるものは原則として除く。

- ① 本件事業に係る売買契約のうち、乙への承継が不相当であると甲及び乙が判断するもの
  - ② 他の事業又は他の部門と共同で使用する建物、設備、通信機器、事務機器類、駐車場、ソフトウェア、知的財産等であって、本件事業に従事する者が主な使用者でないものに係る賃貸借契約、リース契約及び使用許諾契約並びにこれらに付随する契約。
- なお、必要に応じて、契約の相手側の承諾を得た上で、甲は乙に使用許諾をする。

4. 雇用契約の取扱い

本件事業に従事する甲の従業員の雇用契約は、乙に承継しない。

以上



